

水戸家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

1 開催日時 平成25年11月14日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者（委員）

青木雅弘，阿久津正晴，忍田暢男，桑名昶光，志田洋，澁谷輝一，
村島英嗣，関根亮，藤澤順子，古谷博，牧野恵美子，三輪壽二，森
田冴子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

事務局長 加藤裕之，首席家庭裁判所調査官 鈴木裕一，首席書記
官 千葉修也，事務局次長 後藤健司，次席家庭裁判所調査官 芦
澤政子，次席家庭裁判所調査官 横田眞由美，次席書記官 鈴木隆
光，総務課長 本田千鶴，主任家庭裁判所調査官 下生昌枝，主任
書記官 本間貴史

4 議事

(1) 新委員挨拶（村島委員）

(2) 今回のテーマ「成年後見関係事件の現状と課題について（家庭裁判所の取
組みを中心として）」

(3) テーマについて意見交換をした概要（○委員，事務局担当者）

- 委員の方に事前にアンケートを頂いておりますが，その中で成年後見制度が導
入された経緯についての御質問がございましたので，説明してください。

成年後見制度は，判断能力が不十分な成年者，具体的には認知症の高齢者や知的障害，精神障害をお持ちの方などを保護するための制度として平成12年4月から導入されました。同時期に導入された介護保険制度では，要介護状態に至った御本人が介護サービスを利用するために，自ら要介護認定の申請や介護サービス契約を締結する必要がありますが，御本人の中には認知症などで判断能力が不

十分なために、これらの行為を自ら行うことができない方がおられますので、そうした方を法的に支援する仕組みが必要となり、介護保険制度が導入されるのと時期を同じくして、成年後見制度が導入されました。

- 水戸家庭裁判所における後見関係事件の申立件数、その中の市町村長申立件数について御質問がございましたので、この点について説明してください。

当庁における後見関係事件の申立件数ですが、平成22年は360件、平成23年は433件、平成24年は467件でした。なお、この数値は後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任事件の合計値になります。

後見開始は、平成22年が307件、平成23年が390件、平成24年が418件となります。この3年間で件数では111件、割合では36%増加しました。

次に、市町村長による申立ての件数は、平成22年が36件、平成23年が33件、平成24年が55件であり、この3年間で、件数では19件、割合では52%増加しています。

- 成年後見制度が有効に働いていると思われる点についてお伺いしたところ、遺産分割調停の相続人の中に認知症の方がいらっしゃったケースについて、成年後見制度を利用したことによって紛争解決につながった旨の御意見をいただいております。そのときのいきさつ、あるいは当事者の方と接する中で、一般の国民の方が成年後見制度についてどのように受け止めておられるのか、感じられたことなどがありましたら御披露いただければと思います。
- 遺産分割調停の係属中に、遠方在住の高齢者の方が認知症になられたことから、その子が後見開始の申立てをして、その審判が出るのを待って調停を進めたことがあります。その方の法定相続分は、20万円から40万円前後だったと記憶しています。相続額が少ないことから、後見開始の説明を受けたところ、おっくうだからそのような手続はしたくないという雰囲気がありました。このため、書記官に「被後見人本人の財産を確保するため法定相続分については必ず受け取って

ください。」という説明をしてもらいました。その結果、その方も納得して申立てを行い、その他の相続人に対しても、被後見人の相続分を確保することが徹底され、調停が進んだという事例でした。

- 参与員として、後見開始の申立人からお話を伺う機会に関与された際の印象について御披露いただけないでしょうか。
- 親族の方である申立人が後見人候補者として申し立てた事件を担当することが多いのですが、戸惑いとか不安をお持ちになってみえるので、家庭裁判所のDVDの視聴をしていただくとか、こちらからいろいろと説明を重ね、手続を理解していただいております。その結果、「自信を持ってやっこう。」とか、「御本人のためにやっこう。」というような気持ちになっていただき、御本人の財産を減らさないように財産管理や身上監護について積極的に考えていただけていますので、これからもこのような形で制度が行き渡っていくのかなという感想を持っています。

それから、後見監督の事案も担当しており、目を皿のようにして、不正がないかということも見させていただいております。

- 裁判所としても、いろいろなことを考え、冊子をお渡ししたり、DVDを視聴していただいたりしておりますが、やはり肉声と申しますか、直接参与員が面会して質問を受けることにより、制度の理解が深まることもあろうかと思えます。御苦勞を掛けますけれども、よろしくお願いいたします。

申立てがありましたら、なるべく迅速に審理しようと考えて、日々、試行錯誤を繰り返しております。今申し上げた、参与員の協力を得て申立人から事前に事情を伺うというのも、その取組みの一つということになります。鑑定等の要否についても、従前は鑑定も行って慎重に審理をしてきたのですが、それが果たして当事者のニーズに合っているのかどうかということが問われ、医師の診断で足りる事件がかなりあるのではないかと指摘もあり、申立てを適切かつ迅速に処理するという観点から、真に鑑定を要する事案に絞り込む運用をするなどの工夫を

しています。

次に、成年後見制度の課題として三点ほどございます。一つ目が後見人の担い手の問題です。これにつきましては、委員の方の御意見でも、高齢化、少子化社会で後見人の担い手が不足しているのではないかと御指摘がございました。二つ目が後見人の不正防止です。これは重要な問題ですけれども、これにつきましては、後見人による不正行為の予防、後見人による不正防止のための裁判所による適切な後見監督の実施というのが必要だろうと御指摘がありました。三点目が累積する管理継続事件の問題です。こういった点を課題として挙げておりますけれども、今申し上げた三点のうち、特に一点目と二点目、後見人の担い手と、それから不正行為の防止、この点について順次御意見等を伺えればと思います。

初めに、後見人の担い手については、従前は親族の方が後見人になるという形がかなり多かったのですけれども、それでは適切でない事案もあるということで、第三者の専門職の後見人、具体的には弁護士、司法書士、社会福祉士等を選任しています。ただ、水戸の場合は、全国平均に比べると第三者の専門職を選任することが若干少ないという実情です。

- 成年後見人制度というのは、いわゆる判断能力のない方の財産を、親族も含めて、社会的なシステムの中で適正に管理をしていくという制度であり、適正な管理という中で家庭裁判所等が関わっています。ただ、高齢化社会の中で件数も増えてくると、当然、オーバーフローをしてしまいます。制度をどのように整えていくかということが一つの課題であり、そのような面では専門職後見人の養成、弁護士以外の養成ということも考えていかなければいけないと思います。

これは質問ですが、後見人については亡くなった時点で財産管理は終了しますが、いわゆる葬儀ですとか、残った財産については後見人の方が処理していくのでしょうか。

- 専門職後見人の養成という点と、被後見人が亡くなられた後、実際に後見事務が終了するまでの間、具体的な後見事務というのはどのように行われているのか

という点について、説明してください。

まず、後見人の養成の関係については、最近ですと新聞などでも時々取り上げられている市民後見人制度がございます。各市町村等で市民後見人の方を養成するという動きが出ていると聞いておりますが、今現在、裁判所としては、そういう各市町村の取組みなどを見守っているというのが現状であり、裁判所が養成について積極的に関与しているという状況にはございません。ただ、市町村等から、裁判所の方にいろいろ協力を求めてこられることはございます。これに対しては、裁判所の中立性を害しない限度で協力しております。

現時点では、第三者後見人につきましては、弁護士、司法書士、社会福祉士の方をお願いしており、それ以外の方の養成について裁判所の方で具体的に何か行っているという状況にはなっていないというのが現状です。

もう一点の本人死亡後の財産はどうなるのかという御質問ですが、御本人がお亡くなりになった場合、相続人の方に財産を引き継ぐ手続を後見人の方にさせていただくことになります。

また、相続人がいない場合の本人死亡後の遺留金品の処分については、その財産は民法951条によって相続財産法人になります。このような場合、後見人としては民法952条に定める利害関係人として、御本人がお亡くなりになったときの住所を管轄する家庭裁判所に対して相続財産管理人の選任の申立てをすることになり、選任された相続財産管理人に対して相続財産を引き渡すこととなります。

- 次に、後見人による不正防止の関係ですけれども、後見人を選任するときの責任が大きいのではないかと御指摘がございましたので、この点について実際に事件を担当する立場から、後見人を選任するに当たってどのような点に留意しているのか、説明してください。
- 成年後見人の職務内容ですが、被後見人の監護方針を定めて、それに基づく収支を予測して、現実の収支を管理することになりますが、他に、例えば、交通事

故に遭うなどして判断能力を失ってしまった場合には、損害賠償についての示談交渉、示談がまとまらなければ最終的には訴訟といったところまでが成年後見人の職務内容となります。また、御本人が相続人となっていて、遺産分割協議を行う必要がある場合には、協議がまとまればよいのですが、協議がまとまらない場合には、調停手続まで後見人の職務として行うことが考えられます。

このように、後見人には多様な後見事務が発生する可能性があるわけですが、まずは個別の事案において後見人の職務としてどのようなことが予測されるかを、裁判所の方で検討することになります。そして、その後見事務の内容の難易、法的に専門的な知識が必要であるかどうか、御本人の有している財産の多寡、種類などを検討し、さらに、後見制度支援信託を利用することができる事案かどうか、それから、親族間に紛争がないかどうかといった点も総合考慮して、当該事案において誰を後見人にするのが適切かを判断しています。

- 後見人制度の目的は、財産の維持にあるということですが、いわゆる命に関わる選択をするという判断までは求められていないのではないかと思います。この点について、裁判所はどうお考えでしょうか。
- 例えば、延命治療を施すかどうかについての同意であるとか、そういった個別の医療行為に関する意見を後見人が述べることができるのかという点についてですが、成年後見人の権限として、財産管理に関する権限と身上監護に関する権限の二つがございます。財産管理については文字通りですけれども、身上監護に関する権限についても、医療契約であるとか介護契約といった法律行為をする権限を指していて、個別の医療侵襲行為を行う権限ではないとされています。

したがって、現行法においては個別の医療侵襲行為についての同意権は後見人にはないということになりますので、実際に現場で延命治療等を施すのか否かといった判断については、非常に難しい問題であり、後見人としても慎重に対応すべき問題かと思います。

- 後見人による不正防止のための裁判所の具体的な取組みについて御質問がござ

いましたので、説明してください。

一口に不正といいましてもいろいろな類型がございまして、大きく分けると四つの類型がございます。一つ目は、後見人と被後見人の生活費などの管理が混同されている公私混同型、二つ目は、後見人が被後見人の資産を自分の事業などに流用してしまう資産流用型、三つ目は、後見人が親族に頼まれたりして被後見人の財産からお金を貸したり贈与してしまうといった親族援助型、四つ目は、後見人が被後見人の推定相続人である場合に、どのみち自分の財産になるのだからといった理由で後見人が被後見人の財産を使用してもいいだろうと考えてしまう相続先取り型です。

いずれのパターンにつきましても、まず当庁としては、後見人の候補者の方に、先ほど御覧いただいたDVDを視聴していただいたり、その際に書記官が直接その趣旨を御説明して、まずは不正がないように努めております。

- いずれの類型も、不正となりやすいリスクがあるということです。夫なり妻なりが後見人になると、ずっと夫の収入で暮らしていたのだからといって、そのまま夫の財産から支出するということもございますし、今までもいろいろと親族間で援助してきたので、後見が始まったからといって従来からの援助の姿勢は変えないということもあるでしょう。さらには、先ほど申し上げた相続先取りで、今のうちに自分で活用してしまおうと考える人も出てきます。

そのような意味から、誘惑が強いような事案というのがあり、それについては先ほども御説明したように、親族ではなく第三者の専門職をお願いするという方向に行くのだろうと思います。

不正防止の関係でいろいろとお話し申し上げたのですけれども、その中で、最近では信託を利用しようという動きがございます。その点について裁判所の係から説明させてもらいます。

まず、後見制度支援信託、いわゆる後見信託の概要については、既にお渡ししてありますパンフレット、「後見制度において利用する信託の概要」に詳しい御

説明がございます。後見制度による支援を受ける御本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金などにして、これを後見人が管理し、そのほかの通常使用しない金銭、これを信託銀行等に信託するという制度になっています。その際、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約するためには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。こういった点で御本人の財産の保護が図られることになっています。

この信託の利用に当たっては、まずは御本人の収支状況を正確に見極めないといけません。こうした見極めを行った上で、後見人が管理する預貯金額と、銀行に預ける信託財産額との割り振りを決めていくことになります。家庭裁判所の指示を受けて信託銀行との間で信託契約を締結する必要もあります。支出の方が多くなることが見込まれる場合には、定期的に信託財産から必要な金額を後見人が管理する財産の方に振り込まれるようにする必要もあります。

契約締結までにさまざまな検討を要する必要があることから、当庁においては、まず司法書士とか弁護士といった専門職を後見人に選任し、信託契約締結後、専門職後見人には辞任していただき、親族後見人を新たに選任してバトンタッチしていただく、こういった運用を行っております。

次に、当庁における信託の利用件数ですが、契約を締結した件数は、平成25年11月現在で6件になります。未成年後見については利用はありません。全て成年後見になります。この6件の平均資産額は、おおむね2000万円を超えているものになります。

- 先ほどのパンフレットの中で、信託銀行等に対する報酬については、信託銀行等にお問い合わせくださいと書いてあるのですが、報酬についてある程度の情報はあるのでしょうか。

大まかに言いますと、各銀行で、まず管理報酬という財産を管理すること自体の報酬を必要とします。次に運用報酬ですが、もちろん信託契約ですから、リスクの低い形での運用を予定しており、ここで利益が上がった場合の報酬を必要と

します。

信託先について、現在、信託銀行として契約が締結できる銀行が四行あり、うち管理報酬を実際に必要とするものが二行、必要としないものが二行ございます。その四行を御紹介させていただきますと、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行、りそな銀行です。

- 報酬を必要とすることによって、財産がだんだん目減りしていく可能性が仮にあったとして、信託制度を使わずに専門職後見人に報酬を払う場合と比べたときに、もし、信託制度を利用することで管理報酬がかかるのであれば、せっかくの資産がどんどん減ってしまうというようなことも起こり得るのでしょうか。

実際にそういったケースを担当したわけではないのですが、専門職後見人を選任する際には、専門職の方から御本人の財産の状況、例えば、収支の状況や銀行の管理報酬、運用報酬、こういったものも全て勘案した上で、信託を利用すべきかどうかという点についても御意見をいただきます。その上で裁判所の方で実際に信託を利用するかどうか判断することになります。

その際に、信託銀行を利用することで、御本人の財産に大きな目減りが予想される場合には、信託を利用しないという判断もあり得るのではないのでしょうか。

- 後見人が被後見人の預金から多額の支出をしようと銀行へ行行って引き出す場合、預金先の銀行では支出の可否を見分ける方法はあるのでしょうか。
- 後見制度を利用した口座の数を調べたことがあるのですが、毎年３００件から４００件の方が後見制度を利用されているということです。口座そのものは１００件、２００件の単位ではなく、もっと多い件数があると聞いています。

実際に後見人がいらっしゃる口座で、しかも裁判所が選んでいるということもあって、実務上は、後見人が来店した場合、その資金使途を明らかにすることはなかなか難しく、基本的には引き下ろすとおっしゃる額をお渡しすることになると思います。

例えば、車を買いたいとか、要するに通常的生活費ではない金額で来店された

ときにも、銀行としては法的には権限のある方がお見えになっているので、拒絶することは基本的にはできないと考えております。

ただ、そうは言っても、御本人がいない中で多額の金額を引き下ろされるということで、その正当性が疑われる場合もありますので、その場合は、基本的に銀行の上席者が後見人とお会いして、「どのようなお金ですか。」というような御質問をしたり、本当に下ろしてよいか裁判所の方に行って確認をしてきていただくようお願いしたりしております。

例えば、車も、御本人様が乗るために買うのかもしれないですし、あるいはそれ以外の高額なものを買われるのかもしれませんが。そこを見極め、どうやったら不正を防げるのかということが問題になります。

今まで、成年後見制度ができてから銀行に対する苦情はほとんどなく、そういった意味では裁判所の力があって、十分に不正が防げていると思うのですが、これから利用者が増えていくと、いわゆる不正ではない勘違いの場合、これは使えるのだと御本人も後見人も思っているケースなども含めて、どういうものが不正と言えるのか、判断が難しく銀行にとって非常に悩ましい問題が今後出てくる可能性があります。

支出の相当性について、見分けるのは本当に難しいことだと思っております。可能であれば銀行の窓口などで支出の目的を聴いていただくなどして、その結果を踏まえて御判断いただくことになろうかと思えます。

ただ、裁判所の方でも、後見人の方から裁判所に対して、支出の可否ですとか、相当性について事前に御相談をいただいているケースもあります。例えば後見人から、この話は裁判所に相談をしてあるというような回答があった場合には、水戸家裁において、裁判所に相談済みなのかどうか、その結果、裁判所はどんなことを言ったのか、そういったことをお問い合わせいただくことも考えられると思います。

- 最後になりますが、高齢化、それから核家族化というのは、押しとどめようも

なく進行しており，成年後見に対する社会の需要がますます高まってくることは容易に予想されると思います。それに対してどのように対処していくかということは，やはり家庭裁判所だけではなく，社会の大きな課題になっているのだらうと思います。

そういう意味で，本日，このような形で家裁委員会を開かせていただいたのですが，どうか皆様方もそれぞれの立場から成年後見制度，高齢化社会の中で自分たちがどのような役割を果たすことができるかということを今後ともお考えいただけるとありがたいと思っています。

裁判所も非常に微力であり，かつ，非常に苦しい立場となります。後見監督事務の累積化は火を見るよりも明らかなので，根本的な手当をしないとパンクしてしまうということを常々考えています。そうならないために裁判所も知恵を絞りますけれども，皆様方の御支援をいただかないと，この制度を健全な形で保っていくというのは非常に困難なところがございます。皆様方も，どうか家庭裁判所だけに任せておいていいという状況ではないということを御理解いただきまして，今後とも御助力をよろしくお願いしたいと思います。

以上